

認定施設ならびに教育関連施設についてのお知らせ

一般社団法人日本形成外科学会理事長 川上 重彦
認定施設認定委員会委員長 清川 兼輔

2014 年度（第 30 回）日本形成外科学会認定施設ならびに教育関連施設の申請方法をお知らせいたします。

【1】手引きの変更について

1. 認定施設・教育関連施設・教育関連施設美容外科の条件

入院手術または全麻手術 1 例を係数 1.0、局麻手術その他 1 例を 0.5 とした場合の合計が年間 200 以上（教育関連施設・教育関連施設美容外科は 130 以上）となること。

2. データベースを利用できない施設

施設認定の年次報告は、データベースシステムを利用した報告が必須となります。委員長が認めた場合を除き、紙媒体での提出は認められません。どうしてもデータベースが利用できない場合は、その理由を認定施設委員長宛て文書で事前に届け出ていただきます。本年度より新たに申請する認定施設、教育関連施設については、初年度は紙媒体での提出でも認めます。

【2】年次報告書の提出期間、提出方法について

「患者情報」と「手術件数」のデータを保存した CD-R とその他必要な年次報告書類を送付していただきますが、詳細については改めて会告いたします。

【3】審査料・登録料について

認定施設、教育関連施設とも 10,000 円です。新規の場合、申請書類発行手数料 1,000 円を審査料と併せて請求いたします。

【参考】認定施設ならびに教育関連施設の条件

認定施設の申請（専門医制度細則第 32 条参照）

形成外科研修施設の認定の資格は、以下の各項を充足するもの。

- 1) 臨床研修病院であるまたはそれに準ずる総合的な病院（300 床以上）であること。
- 2) 原則として形成外科を診療科として標榜していること。
- 3) 専門医が常勤していること。
- 4) 形成外科研修カリキュラムを有すること。
- 5) カリキュラムを満たすに必要な形成外科病床を常時有すること。
- 6) 形成外科手術が、以下の項目のうち 8 項目中 5 項目以上を含む内容であること。

ただし、病院に特殊性がある場合、5 項目を充足しなくても、特殊な認定施設として認定施設認定委員会の審査を経て認定することがある。ただし特殊な認定施設における研修は、2 年間のみ第 19 条にいう形成外科研修期間として認められる。

- (1) 外傷 (2) 先天異常 (3) 腫瘍 (4) 癬痕・癬痕拘縮・ケロイド

- (5) 難治性潰瘍 (6) 炎症・変性疾患 (7) 美容(手術のみ) (8) その他(レーザー含む)
7) 形成外科に関する教育研究活動(付記で示した実績点 2点以上/年)を行っていること。
付記: 専門医生涯教育委員会が認めた学会・研修会での発表1回を1点とする。

単著または筆頭著書による形成外科に関する論文(審査年[2014年1月~12月]に刊行された論文)を2点とする。

なお、論文の掲載誌の条件は、年に2回以上発行されており、査読がある学術雑誌で、第1発表者の所属施設がその施設名であること(病院誌もこれに準じたもので認定施設認定委員会の審査を受ける)。

- 8) a) 以下の2項目を充足すること。
①入院手術または全麻手術が年間150例以上であること。
②入院手術または全麻手術1例を係数1.0、局麻手術その他1例を0.5とした場合の合計が年間200以上となること。
b) 8項目中9例以下の項目が3項目以内であること。

2. 教育関連施設の申請(専門医制度細則第33条参照)

教育関連施設への申請は、上長となる認定施設が行う。

教育関連施設の申請資格は次の各項を充足すること。

- 1) 形成外科専門医が常勤している。
2) 形成外科に関する教育研究活動(付記で示した実績点 1点以上/年)を行っていること。

付記: 専門医生涯教育委員会が認めた学会・研修会での発表1回を1点とする。

単著または筆頭著書による形成外科に関する論文(審査年[2014年1月~12月]に刊行された論文)を2点とする。

なお、論文の掲載誌の条件は、年に2回以上発行されており、査読がある学術雑誌で、第1発表者の所属施設がその施設名であること(病院誌もこれに準じたもので認定施設認定委員会の審査を受ける)。

- 3) 以下の2項目を充足すること。
①入院手術または全麻手術が年間80例以上あること。
②入院手術または全麻手術1例を係数1.0、局麻手術その他1例を係数0.5とした場合の合計が年間130以上となること。

3. 教育関連施設美容外科の申請(専門医制度細則第34条参照)

教育関連施設への申請は、上長となる認定施設が行うこと。

教育関連施設美容外科の申請資格は次の各項を充足すること(ただし、充足していても未承認場合があります)。

- 1) 親となる施設の所定の推薦状がある。
2) 形成外科専門医が常勤している。
3) 形成外科年間カリキュラムを有する。
4) 形成外科に関する教育研究活動(付記で示した実績点 1点以上/年)を行っていること。

付記: 専門医生涯教育委員会が認めた学会・研修会での発表1回を1点とする。

単著または筆頭著書による形成外科に関する論文(審査年[2014年1月~12月]に刊

行された論文) を 2 点とする。

なお、論文の掲載誌の条件は、年に 2 回以上発行されており、査読がある学術雑誌で、第 1 発表者の所属施設がその施設名であること(病院誌もこれに準じたもので認定施設認定委員会の審査を受ける)。

5) 以下の 2 項目のいずれかを充足すること。

①入院手術または全麻手術が年間 80 例以上あること。

②入院手術または全麻手術 1 例を係数 1.0, 局麻手術その他 1 例を係数 0.5 とした場合の合計が年間 130 以上となること。

※ 以下の施設等は特殊な認定施設とし、その研修期間を上限 2 年間認める。

①こども病院 ②がんセンター ③熱傷センター ④救命・救急センター

⑤手の外科施設

※ 新たに設立された施設が新規として申請し、認定施設あるいは教育関連施設として認定された場合のみ、報告年度より研修施設として認められる。

※ 医育機関においては、少なくとも形成外科が独立した診療科として標榜されていることが必要です。(例えば、「皮膚科内形成外科診療班」などの、他科診療科内の形成外科診療班の場合は、承認されませんので、ご認識の上、新規申請を行ってください。)

認定施設認定委員会 委員

清川兼輔 (委員長/九州・沖縄)、

木股敬裕 (中・四)、木村 中 (北・東)、菅原 康志 (関東)、多久嶋亮彦 (関東)、

田中一郎 (関東)、西野健一 (関西)、深水秀一 (中部)